



# なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



## 知っておこう 利息制限法

お金を貸し借りするときの金利に関する法律

として「利息制限法」があります。

利息制限法では、借り入れた金額(元本)に応じて一定以下の利息しか取ってはいけな<sup>い</sup>と制限<sup>げん</sup>しています。

2010(平成22)年までは、別の法律の**出資法**(2ページで紹介)で**上限金利**として29.2%までが許<sup>ゆる</sup>されていました。そのため、**消費者金融**等では年29.2%の金利が中心でした。

ところが、2006(平成18)年に最高裁判所が、利息制限法の**上限**を超えた部分は「**過払い金**」であるとして、**債務者(借り手)**に戻すように判決を出しました。その後2010(平成22)年、出資法は改正されました。

それで、現在では、**消費者金融**、銀行カードローンなどの借り入れにおいては、利息制限法による金利が、**上限基準**となっています。

### 【利息制限法が定める利息の上限】

元本が10万円未満の場合 … 年利20%まで

元本が10万円以上100万円未満の場合 … 年利18%まで

元本が100万円以上の場合 … 年利15%まで

## 利息の天引きにご用心

町の**金融機関**から借りると、実際の取引では、**天引き**と言って、**金融機関**は利息を先に引いてから「**お金**」を貸します。つまり、10万円借りると利息の1万8000円を差し引かれて、実際には8万2000円しか手もとに入りません。それなのに1年後に10万円返済することになります。町の**金融機関**では、そのような**契約**をせまってきます。利息制限法は、この天引きを認めています。そのため実際に、10万円欲しい場合は、12万円借りないといけないことになります。この点について反対する**法律学者**がいましたが(その**法律学者**は亡くなりました)、未だに**利息制限法**は改正されていません。

**利息制限法 (一部)**  
(利息の制限)  
第一条 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に<sup>お</sup>応じ当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分については、無効とする。

- 元本の額が十万円未満の場合 年二割
- 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分
- 元本の額が百万円以上の場合 年一割五分

(利息の天引き)  
第二条 利息の天引きをした場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条に規定する利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

# 出資法は 一定以上の利息を 罰則で取り締まっている

一定以上の高い利息をとること

を、罰則を設けて禁止している法律があります。「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(出資法と省略)です。

出資法では、金融業者が年20%を超える利息の契約をした場合は5年以下の懲役もしくは千円以下の罰金に処せられます(第2項)。また、年109.5%を超える利息をとる契約をした金融業者は、10年以下の懲役もしくは3千円以下の罰金に処せられます(第3項)。

この法律が定められている裏側を考えると、世の中には年100%を超える金利で、お金を貸す業者もあるということです。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (一部)

(高金利の処罰)

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

3 (省略)

## 日歩〇銭って何？ (これも出資法で取り締まられています)

金融業者などからお金を借りる場合の借用書や契約書などに、利息が「日歩〇銭」と書かれていることがあります。

日歩というのは1日当たりという意味です。日歩5銭という場合、1日当たり5銭の利息になります。一般に、日歩は元本を100円として計算します。日歩5銭の場合、100円に5銭(1銭は1/100円)の金利ですから、これを%に換算すると1日当たり0.05%です。これを365倍すれば、年利18.25%になります(早見表を参照)。

日歩〇銭の利息は、商取引や建設業界などで、様々な契約の違約金利などを決めるときにも利用されています。たとえば、建設工事の請負契約で、請負価格が100万円・工事完成期日に間に合わなかったときの遅延損害金として日歩3銭と定められている場合、1日あたりの違約金は3000円になります。工事完成が遅れた日数をかけて遅延損害金を計算して、違約金を支払います。まさに「時は金なり」なのです。

日歩1銭	3.65%
日歩2銭	7.30%
日歩3銭	10.95%
日歩4銭	14.60%
日歩5銭	18.25%
日歩6銭	21.90%
日歩7銭	25.55%
日歩8銭	29.20%
日歩9銭	32.85%
日歩10銭	36.50%